

# 社団法人 全日本航空事業連合会 定 款

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 (名 称) 本会は、社団法人全日本航空事業連合会という。
- 第 2 条 (所在地) 本会は、事務所を東京都港区に置く。
- 第 3 条 (目 的) 本会は、公共の福祉のために、航空事業に関する諸般の調査及び研究を行い、わが国航空事業の健全な発展を促進することを目的とする。
- 第 4 条 (事 業) 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 航空事業に関する諸般の調査研究
  - (2) 航空事業に関する統計の作成並びに資料及び情報の蒐集
  - (3) 航空事業に関し、政府、国会その他に対する意見の具申及び請願
  - (4) 航空事業に関する意見の交換
  - (5) 航空関係図書及び会誌機関紙の刊行
  - (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

## 第 2 章 会 員

- 第 5 条 (種 別) 本会の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって民法上の社員とする。
- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人又は法人
  - (2) 賛助会員 本会の事業を賛同するため入会した個人又は法人若しくは団体
- 第 6 条 (入 会) 本会に入会しようとする者は、文書をもって会長に申込まなければならない。
- 2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会において 30 日以内にその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。
  - 3 個人以外の会員は、その代表者を届け出なければならない。  
代表者の変更があったときも同様とする。
- 第 7 条 (会員の地位の消滅) 会員は、次の各号の一に該当する場合には、本会の会員としての地位を失う。
- (1) 退会したとき
  - (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
  - (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人若しくは団体が消滅したとき
  - (4) 2 年以上会費を滞納したとき
  - (5) 除名されたとき

- 2 会員が脱退しようとするときは、あらかじめ文書をもって脱退通知をしなければならない。

この脱退は、通知後60日を経過したときに効力を発生する。

ただし、この脱退によって、会員が脱退日の前日まで有する会費その他の債務を免除しない。

- 3 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款、規則又は総会の議決に違反したとき

- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第8条 (会費等) 会員の入会金及び会費年額は、理事会の提案により総会において決定する。

- 2 総会后新たに入会した会員のその年度内の会費の金額は理事会において決定する。

- 3 会員が第7条により会員の地位を失ったときは、当該会員が本会に納入した金額を一切返還しない。

### 第 3 章 総 会

第9条 (総会) 総会は、会員によって構成され、本会の最高方針決定機関である。

第10条 (通常総会及び臨時総会) 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とし、臨時総会は次の場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めた場合

- (2) 監事が必要と認めた場合

- (3) 正会員の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があった場合

第11条 (総会の通知) 総会開催の日時及び場所並びに議案は、理事会の承認を経て、全会員に通知しなければならない。

- 2 前項の通知状は、会議の目的事項、日時及び場所を記載して二週間前にこれを発送しなければならない。ただし、その通知状発送後に急を要する事項が生じたときは、会長は、理事会の審議を経てただちにこれを総会の議に附することができる。

第12条 (招集及び議長) 総会は監事が招集する場合を除き、会長が招集し、議長となる。ただし、会長に事故がある場合は、あらかじめ会長の指名した副会長がこれを代理する。

第13条 (総会の議決事項) 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 定款の変更

- (2) 事業報告及び監査報告
  - (3) 収支予算及び決算
  - (4) 理事及び監事の選任
  - (5) その他理事会より提案される事項
- 第14条 (定款の変更) 定款の変更は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得なければならない。
- 第15条 (書面表決等) 正会員が総会に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合、その正会員は出席者とみなす。
- 第16条 (議決方法) 正会員は、総会において各1個の議決権を有し、総会の定足数は正会員総数の半数以上とし、議決は、この定款で別に定めるほか、出席正会員の過半数をもってする。ただし、可否同数の場合は、議長が決する。
- 第17条 (議事録) 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

#### 第4章 役員及び理事会

- 第18条 (理事) 本会に理事9名以上13名以内を置く。
- 2 理事は、正会員から総会において選任する。ただし、必要に応じ、正会員外より2名を限度として、選任することができる。
  - 3 理事は、監事を兼ねることができない。
- 第19条 (理事の任期) 理事の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。
- 2 理事は、任期満了後であっても、後任者の就任するまでその職務を行うものとする。
  - 3 補欠又は増員のため選任された理事の任期は、前任者又は他の理事の残任期間とする。
- 第20条 (会長、副会長、理事長、専務理事及び常務理事の選任及び権限) 本会に会長1名、副会長4名以内、理事長1名及び専務理事1名を置き、又必要に応じ常務理

- 事1名を置くことができる。会長、副会長、理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の議決をもって理事から選任する。
- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはあらかじめ会長から指名された順序により、会長の職務を代行する。
  - 4 理事長は、会長及び副会長を補佐して会務を掌理し、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。
  - 5 専務理事は、理事長を補佐し、事務局を統括して理事会の議決に基づいて会務を執行する。
  - 6 常務理事は、専務理事を補佐し、会の常務を執行するとともに、専務理事に事故があるときはその職務を代行する。
- 第21条 (理事会) 理事会は、理事をもって構成し、本会の運営上重要な基本的事項を審議決定する。
- 第22条 (理事会の招集及び議長) 理事会は、監事が招集する場合を除き、会長がこれを招集する。
- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。
  - 3 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ成立しない。
  - 4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 第23条 (理事会の議決方法) 理事会の議決は、出席理事の過半数をもってし、可否同数のときは、議長が決定する。
- 2 理事会の議事は、書面をもって表決することを妨げない。
- 第24条 (監事) 本会に監事2名又は3名を置く。
- 2 監事は、正会員から総会において選任する。ただし、必要に応じ、正会員外より選任することができる。
  - 3 監事は、民法第59条の職務を行う。
  - 4 監事の任期については、第19条を準用する。
  - 5 監事は、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集し若しくは理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権を有しない。
  - 6 監事は、理事を兼ねることができない。
- 第25条 (顧問) 本会に、理事会の議決により、顧問5名以内を置くことができる。
- 第26条 (役員の報酬) 役員は名誉職とする。ただし理事長、専務理事及び常務理事は有給とすることができる。
- 第27条 (役員の解任) 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。  
この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

## 第 5 章 組 織

第 28 条 (事務局) 本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。

2 事務局の運営及び職員については、別に定める。

第 29 条 (備付け帳簿及び書類) 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 事業計画及び予算に関する書類
- (5) 事業報告及び決算に関する書類
- (6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
- (7) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (8) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (9) 理事及び監事の履歴書
- (10) 職員の名簿及び履歴書
- (11) その他必要な帳簿及び書類

2 前項第 1 号から第 6 号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しななければならない。

第 30 条 (部会) 会長は理事会の議決を経て部会を設けることができる。

2 部会の組織、運営の要領等は、理事会の承認を経て会長が別に定める。

## 第 6 章 会 計

第 31 条 (事業年度) 本会の事業年度は 1 年とし、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 32 条 (会計) 本会の会計は、次の収入によりこれを処理する。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 寄付金
- (4) その他の雑収入

第 33 条 (基金) 本会に基金を設けることができる。

2 基金は会長が管理し、その方法については理事会の承認を経て会長が別に定める。

第34条（事業計画及び予算）本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

第35条（暫定予算）やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第36条（事業報告及び決算）本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、その事業年度終了後3月以内に国土交通大臣に報告しなければならない。

## 第7章 解散及び残余財産の処分

第37条（解散）本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得て解散することができる。

第38条（残余財産の処分）本会が解散した場合の残余財産の処分については、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の許可を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

（附 則）

本改正は平成14年8月8日から発効する。

昭和38年8月17日（設立認可）

昭和44年7月16日（変更認可）

昭和45年7月31日（変更認可）

昭和48年9月14日（変更認可）

昭和49年10月7日（変更認可）

平成4年6月11日（変更認可）

平成6年6月17日（変更認可）

平成12年6月15日（変更認可）

平成14年8月8日（変更認可）

## 社団法人 全日本航空事業連合会 入会資格基準

平成 14 年 5 月 23 日制定

平成 15 年 5 月 27 日改定

### 定款第 6 条第 2 項の規定に基づき定める会員等資格基準

正会員については、航空運送事業又は航空機使用事業を行う航空事業者とする。

前号に定める航空事業者の全株式を所有し、当該事業者の事業活動の支配・管理を行う者は、本会の会員となる資格を有する。

賛助会員については、学識経験者又は航空関連事業者若しくは航空関連団体とする。